

千葉県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）業務委託 企画提案に係る質問と回答

No	質問日	対象資料	対象箇所	質問内容	回答
1	6月23日	仕様書	4(1)④ 事務局の設置 (4)① コールセンターの設置	事務局やコールセンター設置場所の指定はございますでしょうか。	場所の指定はございません。
2	6月27日	仕様書	4(2)消費税仕入控除税額報告書の受付	消費税仕入額控除税額報告書の対象者の欄に（令和6年度の交付決定実績560件）とあるが、これは、令和6年度に交付決定した約900件、2100施設のうち本資料の提出の対象となるのが560件という認識でよいか。	消費税仕入控除税額報告書の提出の対象となる者が、最大で約560者ということです。 ①令和6年度交付申請実績 約900件（約2,100施設） ②令和6年度交付決定実績 約560件（約1,300施設） 提出の対象となる者は、②のうち、消費税仕入控除税額を補助対象経費から除外していなかった者です。 なお、①と②の差・約340件（約800施設）は、令和7年度に交付決定をしています。
3	6月27日	仕様書	4(3)②ポスター・チラシの印刷・送付	作成したチラシ・ポスターに関しまして、未導入の施設に送付とあるが、具体的に1施設あたり何部ずつ発送するという想定はあるか。 またポスターもしくはチラシどちらかは出力、どちらかはデータ送付ということも考えられるか。	1施設当たりの発送枚数は定めていません。御提案を踏まえて決定します。 チラシ及びポスターは、いずれも印刷したものを郵送等により各対象施設へ送付いただきます。なお、これに加えて、データを送付等することを妨げるものではありません。
4	6月27日	様式5		15ページを超えないように、とあるが、別添説明資料を作成する場合のページ数の制限について考え方を確認させていただきたい。 ①別添説明資料のページ数と様式5の合計値が15ページ以内、となるか。もしくは、別添説明資料はページ数の制約は無いということか。 ②別添説明資料もページ数制限とする場合、別添説明資料の表紙は1ページとしてカウントされるか。	企画提案は、様式5（15ページ以内）に沿って作成していただきますが、補足事項や別途説明に用いたい資料については、事業者作成の任意の提案書を作成していただいて差し支えありません。 任意の提案書についてはページ数の制限をしていませんが、過度な量にならないようにしてください。
5	6月27日	募集要項		評価基準や配点については非公開か。	募集要項に審査項目、審査基準を掲載しました。